

## 深浦町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和4年1月11日(火) 午前10時より
2. 開催場所 深浦町役場1階「町民文化ホール」
3. 出席委員(13名)  
会長 14番、西崎 哲彦  
委員 2番、島 成人                      3番、工藤 雅夫                      4番、村山 勝彦  
         5番、奈良 玲子                      6番、平澤 忠彦                      7番、吉田 政志  
         8番、上田 茂子                      9番、角谷 喜春                      10番、松沢 忠男  
         11番、前田 正彦                      12番、岩谷 敬一郎                      13番、堀内 竹一
4. 欠席委員(1名)                      1番、新岡 一樹
5. 議事録署名者の選任                      5番、奈良 玲子                      8番、上田 茂子
6. 議案審議

議案第1号 農地法第3条の規定に基づく農業委員会の許可について

議案第2号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について(利用権貸借)

議案第3号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について(一括方式)

議案第4号 不動産取得税徴収猶予に関する証明(農業経営)について

議案第5号 深浦町農地賃借料情報について

議案第6号 令和4年度 深浦町農作業等標準額の設定について

議案第7号 農業委員会等に関する法律第38条第1項の規定による関係行政機関等に対する深浦町農業委員会の意見について

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について

### 7. 農業委員会事務局職員

事務局長 黒滝 秀晴  
次 長 福沢 久弥  
主 査 小山 裕輔

事務局 皆様お疲れ様でございます。  
定刻となりましたので、農業委員会総会を開会します。会長より挨拶をお願いします。

西崎会長 新年あけましておめでとうございます。今年もよろしく申し上げます。今日は先月持ち越した件が第2号議案でございます。よろしく審議の程お願いしたいと思います。

事務局 ここで、欠席委員の報告をいたします。  
議席番号1番、新岡一樹委員については、欠席となっております。  
ただ今の出席委員は、14名中13名で、深浦町農業委員会会議規則第6条の規定による定足数に達しておりますので、総会は成立しております。  
それでは、同規則第4条の規定により、議長は会長が務める事となっておりますので、以降の議事の進行は西崎会長に申し上げます。

西崎議長 これより議事に入ります。  
まず、議事録署名委員及び会議書記の指名を行います。  
深浦町農業委員会会議規則第13条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名する事にご異議ありませんか。

一 同 「異議なしの声」あり

西崎議長 議事録署名委員は「議席番号委員、5番、奈良玲子委員、8番、上田茂子委員」をお願いいたします。  
なお、本日の会議書記には、小山主査を指名します。  
それでは議案審議に入ります。  
議案第1号「農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について」を議題といたしますが、次の議案第2号 番号1～2を含めて、議席番号9番 角谷喜春委員が、農業委員会法第31条の規定に基づき、議事参与の制限を受けますので一時退場願います。

(角谷委員退場)

西崎議長 それでは議案第1号 番号1について事務局より説明を求めます。

事務局 (議案第1号について説明)

西崎議長 これより質疑に入ります。ただ今の件について、何かご質問ございませんか。

一 同 「なしの声」あり

西崎議長 ないようですので、質疑を終結いたします。それでは採決いたします。議案第1

号 番号1について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

一 同 「なしの声」あり

西崎議長 ご異議なしと認めます。よって、議案第1号 番号1については、原案のとおり可決しました。

次に、議案第2号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について（利用権貸借）」を議題といたします。

議案第2号 番号1～2について事務局より説明を求めます。

事務局 （議案第2号 番号1～2について説明）

西崎議長 これより質疑に入ります。ただ今の件について、何かご質問ございませんか。

一 同 「なしの声」あり

西崎議長 ないようですので、質疑を終結いたします。それでは採決いたします。議案第2号番号1～2について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

一 同 「なしの声」あり

西崎議長 ご異議なしと認めます。よって、議案第2号番号1～2については、原案のとおり可決しました。

それでは、角谷委員の入場を求めます。

（角谷委員入場）

西崎議長 角谷委員に報告します。議案第1号 番号1及び議案第2号 番号1～2については、原案のとおり可決されましたので報告します。

続いて、番号3～15について事務局より説明を求めます。

事務局 （議案第2号 番号3～15について説明（先月保留案件））

西崎会長 ただ今の件について私からも。聞き取り調査については小山主査からも説明がありました。私と事務局長と小山さんと新岡委員が出席して調査した結果、奥さんが来たのですが作りたいという意気込みも感じられました。10年の期間は長すぎるという事で、ただ今事務局の説明のとおり5年に短縮しての議案となりました。

これより質疑に入ります。ただ今の件について、何かご質問ございませんか。

一 同 「なしの声」あり

西崎議長 ないようですので、質疑を終結いたします。それでは採決いたします。議案第2号 番号3～15について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

一 同 「なしの声」あり

西崎議長 ご異議なしと認めます。よって、議案第2号 番号3～15については、原案のとおり可決しました。

次に、議案第3号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について（一括方式）」を議題といたします。議案第3号 番号1～13について事務局より説明を求めます。

事務局 （議案第3号について説明）

西崎議長 これより質疑に入ります。ただ今の件について、何かご質問ございませんか。

一 同 「なしの声」あり

西崎議長 ないようですので、質疑を終結いたします。それでは採決いたします。議案第3号 番号1～13について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

一 同 「なしの声」あり

西崎議長 ご異議なしと認めます。よって、議案第3号 番号1～13については、原案のとおり可決しました。

次に、議案第4号「不動産取得税徴収猶予に関する証明（農業経営）について」を議題といたします。議案第4号 番号1について事務局より説明を求めます。

事務局 （議案第4号 番号1について説明）

西崎議長 これより質疑に入ります。ただ今の件について、何かご質問ございませんか。

一 同 「なしの声」あり

西崎議長 ないようですので、質疑を終結いたします。それでは採決いたします。議案第4号 番号1について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

一 同 「なしの声」あり

西崎議長 ご異議なしと認めます。よって、議案第4号 番号1については、原案のとおり可決しました。

次に、番号2について事務局より説明を求めます。

事務局 (議案第4号 番号2について説明)

西崎議長 これより質疑に入ります。ただ今の件について、何かご質問ございませんか。

一 同 「なしの声」あり

西崎議長 ないようですので、質疑を終結いたします。それでは採決いたします。議案第4号 番号2について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

一 同 「なしの声」あり

西崎議長 ご異議なしと認めます。よって、議案第4号 番号2については、原案のとおり可決しました。

次に、議案第5号「深浦町農地賃借料情報について」を議題といたします。議案第5号について事務局より説明を求めます。

事務局 (議案第5号について説明)

西崎議長 これより質疑に入ります。ただ今の件について、何かご質問ございませんか。

一 同 「なしの声」あり

西崎議長 ないようですので、質疑を終結いたします。それでは採決いたします。議案第5号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

一 同 「なしの声」あり

西崎議長 ご異議なしと認めます。よって、議案第5号については、原案のとおり可決しました。

次に、議案第6号「令和4年度 深浦町農作業等標準額の設定について」を議題といたします。議案第6号について事務局より説明を求めます。

事務局 (議案第6号について説明)

西崎議長 これより質疑に入ります。ただ今の件について、何かご質問ございませんか。

一 同 「なしの声」あり

西崎議長 ないようですので、質疑を終結いたします。それでは採決いたします。議案第6号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

一 同 「なしの声」あり

西崎議長　　ご異議なしと認めます。よって、議案第6号については、原案のとおり可決しました。

次に議案第7号「農業委員会等に関する法律第38号第1項の規定による関係行政機関等に対する深浦町農業委員会の意見について」を議題といたします。事務局より説明を求めます。

事務局　　（議案第7号について説明）

西崎議長　　これより質疑に入りますが、議案第7号については事務の改善に直接影響を及ぼすものではなく、関係行政機関の事務改善を目的とした意見としては関連性が薄いと思われるのですが、ただ今の件について、なにかご質問ございませんか。

一　同　　「なしの声」あり

西崎議長　　ないようですので、質疑を終結いたします。それでは採決いたします。議案第7号については、事務の改善と直接関連のあるものはないと思われまので、議案では関係行政機関へ提出する意見とする、となっておりますが、意見とはしないこととして取り扱うことにご異議ありませんか。

一　同　　「なしの声」あり

西崎議長　　ご異議なしと認めます。よって、議案第7号については農業委員会の意見とはしないことで決定しました。

以上で、本日の議案審議はすべて終了しました。

次に、報告第1号「農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について」事務局より報告があります。

事務局　　（報告第1号について報告）

西崎議長　　最後に、「その他諸般の報告」について事務局から説明があります。

事務局　　「その他諸般の報告」について説明

事務局長　　2月の総会の開催日程等についてですが2月10日（木）を予定しております。開催時間についてですが10時でよろしいでしょうか。

一　同　　はい

事務局長　　それでは2月10日（木）の10時でよろしく申し上げます。  
あと、担当者からその他の説明があります。

事務局 諸般の報告4その他について説明

西崎議長 以上を持ちまして「令和3年度第10回（1月）総会」を閉会します。皆様お疲れ様でした。

閉会 午前 10時 40分

上記のとおり相違ないことを署名する。

令和4年1月11日

議長 西崎 哲彦

議事録署名者

5番 奈良 玲子

8番 上田 茂子